

【 検査 】

544 健側に対して実施した誘発筋電図（神経伝達速度測定を含む。）の算定について

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

必要に応じて比較のために健側に対し実施したD239筋電図検査「2」誘発筋電図（神経伝達速度測定を含む。）（1神経につき）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

誘発筋電図の実施においては、患側と健側との比較が必要となることがある。

以上のことから、必要に応じて比較のために健側に対し実施したD239筋電図検査「2」誘発筋電図（神経伝達速度測定を含む。）（1神経につき）の算定は、原則として認められると判断した。